



ウォーターランド通信

■問合せ ウォーターランド南条 ☎ 47-3711

ウォーターランド南条

検索

★営業時間のご案内

9月は、休館日なしで営業いたします。
月～金曜日 午前10時～午後9時
土、日曜日 午前10時～午後6時

★いづも教室のご案内

ウォーターランド南条では、スイミング教室以外にもお子様を対象とした教室を開講しています。

☆キッズダンス

(月) 午後4時30分～午後5時20分

対象 年長～小学2年生

ダンスを通して、集中力・記憶力・表現力・社会性等の向上を目指します。

☆キッズフラダンス

(月) 午後5時30分～午後6時20分

対象 年中～中学生くらい

ハワイアンミュージックに合わせて踊るフラダンス教室です。

☆ガンバ！キッズ体育クラブ

(火) 午後4時20分～午後5時10分

対象 年中～小学2年生くらい

神経系の発達が目覚ましい年齢に、いろいろな身体の動きを体験することで、身体と脳の発達をサポートします。

☆ジュニアアスリートクラブ

(火) 午後6時30分～午後7時30分

対象 小学生

年齢に応じた基礎体力や身体能力を強化する専門的な内容で、スポーツによる障害を予防するトレーニング指導も行います。野球やサッカーなど、あらゆるスポーツのサポートにもお勧めです。

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申込みを希望される方、またはご相談については、武生年金事務所までお願いします。

平成30年度ポスター(泉谷しげる)

■問合せ

〒920-8795

石川県金沢市広坂2-2-60

金沢広坂合同庁舎

総務省北陸総合通信局 監視調査課

TEL: 076-233-4441

URL <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>